

新潟県温泉飲用利用基準

1 目的

この基準は、温泉の飲用に伴う公衆衛生上の安全を確保するため、公共の飲用に供する温泉（以下「飲泉」という。）の水質、施設及びその管理について必要な事項を定め、温泉の飲用利用の適正を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、医療機関における温泉治療のための利用を除き、一か月程度温泉地に滞在する通常一般の温泉利用について適用するものとする。

3 水質基準

飲泉の水質基準は、次の通りとする。

- (1) 飲泉は、別表第1に定める水質基準（以下「水質基準」という。）に適合するものであること。
- (2) 飲泉は、循環ろ過装置又はその他の設備により再生したものでないこと。
- (3) 飲泉の濃度又は温度を調節するための希釈水は、原則として水道水を使用し、水道水以外の希釈水を使用する場合は、水道法に定める水質基準に適合したものであること。

4 施設基準

飲泉の施設基準は、次のとおりとする。

- (1) 源泉
 - ア ゆう出する温泉が、汚水、雨水、表流水、浅層地下水及び油脂類等により汚染されない構造であること。
 - イ 抜気管の立ち上がり部には防虫網等を設け、開口部から昆虫、塵埃等により汚染されないよう密閉されていること。
- (2) 飲泉場所及び飲泉口
 - ア 原則として浴室外の衛生上支障のない場所に設置すること。
やむを得ず浴室内に設置する場合は、飲用に供する湯口（以下「飲泉口」という。）と浴槽の湯口とを分離し、飲泉口を限定すること。また、浴槽及び洗場からの飛沫により汚染を受けない構造とし、飲泉口は床面から80 cm以上の高さとする。
 - イ 飲用場所は、可能な限り源泉から近距離とし、源泉から直接引湯するよう努めること。
 - ウ 飲泉口は、温泉が蛇口等から流出するものを飲用する構造であること。
 - エ 飲泉口から常時温泉が流出し、新鮮な温泉が飲用できるようにすること。
 - オ 飲泉に用いるコップは、使い捨てにするなど衛生的なものを用いること。
- (3) 中継槽及び貯湯槽

- ア 汚水、雨水、表流水及び浅層地下水が流入しない構造で、槽の蓋は周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。
- イ 原則として地上に設置するものであること。
やむを得ず地下に設置する場合は、内部の清掃及び点検が容易にできる構造であること。
- ウ 抜気管及び溢流管の管端部に防虫網等を設けること。
- エ 水密性を保持するのに十分な強度と耐久性を有する材質であること。
- オ 温泉を汚染するおそれのない材質で作られていること。
- カ 温泉引湯施設以外の配管施設が設置されていないこと。
- キ 槽内に温泉が滞溜することのない構造であること。

(4) 引湯管

- ア 管内圧を一定圧力以上に保ち、周辺の環境等により汚染されない配管設備であること。
- イ 水密性を保持するのに十分な強度と耐久性を有する材質であること。
- ウ 温泉を汚染するおそれのない材質で作られていること。
- エ 温泉を汚染するおそれのある設備、機械類等の中を貫通して配管されていないこと。
- オ 施設内の暖房配管等と連結されていないこと。

5 管理基準

飲泉の水質及び施設の管理基準は、次のとおりとする。

(1) 源泉

- ア 周辺環境から汚染されることのないよう努めること。
- イ みだりに部外者が立ち入り温泉が汚染されないように柵を設ける等必要な措置を講じ管理すること。
- ウ 毎年1回以上、定期的に点検を実施し、定期点検の記録を3年間保有すること。
- エ 定期点検の他に随時、点検を実施するよう努めること。

(2) 飲泉場所及び飲泉口

- ア 飲泉場所及び飲泉口は、その旨を表示するとともに、飲用許容量その他飲用上の注意事項を掲示すること。

また、複数の成分により飲用許容量が制限される場合、最少量の飲用許容量を掲示すること。

強酸、強アルカリの温泉を飲用に供する場合にあつては、特に希釈・容量等を明示すること。

炭酸ガスを含有する温泉については、大量の炭酸の飲用吸収による鉱泉酪酐について十分な注意を促すこと。

- イ 飲用許容量は、別表第2の成分の総摂取制限量を超えないよう利用者に分かりやすく明示すること。

飲用の1回の量は一般に200ml程度までとし、その1日の量はおおむね1000mlま

でとすること。

ウ 硫化水素、メタンガス又は炭酸ガスが発生する源泉については、飲泉場所の換気に十分注意すること。

エ 毎年1回以上、定期的に点検を実施し、定期点検の記録を3年間保存すること。

オ 定期点検の他に随時、点検を実施するよう努めること。

カ 飲泉場所は、衛生的に管理すること。

(3) 中継槽及び貯湯槽

ア 周辺環境から汚染されることのないよう努めること。

イ 槽の上部には、温泉を汚染するおそれのある設備、機器及び資材等を置かないこと。

ウ 毎月1回以上、定期的に点検を実施し、定期点検の記録を3年間保存すること。

エ 定期点検の他に随時、点検を実施するよう努めること。

オ 毎年2回以上、定期的に槽内の清掃を実施し、清掃完了後、温泉が通常と比して異常でないことを確認の上、飲用を再開すること。

(4) 引湯管

ア 周辺環境から汚染されることのないよう努めること。

イ 管内圧を常に一定以上に保ち、管内が負圧にならないよう努めること。

ウ 毎年1回以上、定期的に点検を実施し、定期点検の記録を3年間保存すること。

エ 定期点検の他に随時、点検を実施するよう努めること。

オ 管路に亀裂等を発見したときは、速やかに改善すること。

カ 管内にスケール等の付着を認めるときは、速やかに管の付設替え又は清掃を行うこと。

(5) 水質

ア 飲泉の分析は、鉱泉分析法指針により5年に1回以上、実施し、検査結果を添えて地域振興局長に報告すること。

イ 飲泉口で採取した温泉について、温泉利用基準の第三分析基準により毎年2回以上、一般細菌、大腸菌群及び全有機炭素に関する検査を実施し、検査結果を添えて地域振興局長に報告すること。

ウ 希釈水が水道水以外の場合は、平成6年7月25日付け環衛第317号新潟県環境保健部環境衛生課長通知「飲用井戸等の衛生対策について」で定める管理及び定期的検査を実施すること。

エ 地質・大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生した場合、衛生上重要な影響を与える施設・設備の変更を行った場合又はその他温泉の利用施設に温泉を汚染するおそれのある異常が認められた場合は、細菌等の検査を実施し、検査結果を添えて地域振興局長に報告すること。

オ アからエまでの検査結果が水質基準に適合しなかった場合、直ちに温泉の飲用を中止し、地域振興局長に届け出て、その原因を排除した後、再検査を実施し、水質基準に適合している旨を地域振興局長から確認を得た上、飲用を再開すること。

カ 毎日1回を標準として、飲泉口で無色透明のガラス製のコップに温泉をとり、通

常の臭気、色度、濁度及び味と同じであるか否かを確認する簡易検査を実施すること。

キ 飲泉利用者に集団健康被害が認められた場合や、自然災害等により飲泉場の温泉水に明らかな異常が生じた場合には、飲泉場での利用を直ちに停止し、地域振興局長への報告と協議を行った上で、水質基準に定められた項目を検査し、安全が確認できるまで飲用を制限すること。

別表第1 水質基準

水質基準項目	基準値
一般細菌	1 mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
大腸菌群	検出されないこと。
全有機炭素 (TOC)	5 mg/l以下であること。
ひ素	総摂取量として0.1 mg/日以下であること。
銅	総摂取量として2 mg/日以下であること。
ふっ素	総摂取量として1.6 mg/日以下であること。
鉛	総摂取量として0.2 mg/日以下であること。
水銀	総摂取量として0.002 mg/日以下であること。
炭酸ガス	総摂取量として1000 mg/回以下であること。
総硫化水素	総摂取量として10 mg/日以下であること。
臭気、色度、濁度、味	通常と比して異常でないこと。
<p>[備考] 鉄泉等、上記以外の特殊な成分が多量に含まれる場合は、必要に応じて基準値を定める。</p> <p>※ 放射能泉については、ラドン濃度に関わらず、飲用しても問題ない。(温泉飲用利用基準の改定を環境省から受託している(財)中央温泉研究所との協議結果)</p>	

別表第2 成分の総摂取制限量

年齢区分	成分の総摂取制限量
16歳以上の者	別表第1の水質基準を超えない範囲
15歳以下の者	知見が必ずしも十分でないため、原則的には飲用を避けること。ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。